#### 消 費 税 法 施 行 規 則 等 の 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照

改

正

前

表

費税法施行規則の 一部改正)

改

正

後

ように改正する。 条 消 消費税法施行規則 (昭和六十三年大蔵省令第五十三号) 0) 部を次

(定義)

第一条

省

略

3 2 省

略 略

### 生産設備等の範囲

第二条 業生産施設、 送施設、工業用水道施設、上水道施設、 電及び配電施設、 又は航空機とする。 いう。)第六条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、 化物抑制施設、 消費税法施行令 林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、窒素業用水道施設、上水道施設、下水道施設、汚水処理施設、農施設、ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、放べ条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、変 粉じん処理施設、 (昭和六十三年政令第三百六十号。 廃棄物処理施設、 船舶、 以下 鉄道用· 令」 車 両

# 〈独立行政法人等の情報の公開に係る役務の提供に類するものの範囲)

第三条の二 条第三項 個人情報の保護に関する法律 に規定する利用料を対価とする役務の提供とする。 (手数料)に規定する手数料又は同法第百十七条第 令第十二条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは (平成十五年法律第五十七号) 三項 第八十九 (手数

### 輸出取引等の証明

第五条 省 略

(定義)

同 上

2|第一 条第 法施行令 この省令において 一項 第 《昭和六十三年政令第三百六十号。 一号又は第二号に規定する居住者又は非居住者をいう。 居住者」 又は 非居住者」とは、 以下 令」 という。 それぞれ 消費税

4 3 同同 上上

### (生産設備等の範囲)

第二条 令第六条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、 業生産施設、林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、 送施設、工業用水道施設、上水道施設、下水道施設、 電及び配電施設、 又は航空機とする。 酸化物抑制施設、粉じん処理施設、 ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、 廃棄物処理施設、 船 汚水処理施設、 舶、 鉄 <u>於</u>道用車 、設設、設 室 素農放変 両

# 、独立行政法人等の情報の公開に係る役務の提供に類するものの範囲)

第三条の二 法律第五十九号) 項 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (手数料)に規定する手数料を対価とする役務の提供とする。 令第十二条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは 第一 一十六条第一項 (手数料 又は第四十四条の十三第 (平成十五年

## 、輸出取引等の証明

第五条 同 上

### 4 第 項 各 号 略

2 . 3

同

上

保存方法等の特例に関する法律施行規則 当該電磁的記録を、 計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関す 掲げる措置のいずれかを行い る法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電 て保存するものとする。 磁的記録をいう。 第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に 第 項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、 項各号に定める書類には、これらの書類に係る電磁的記録 次項及び第六項において同じ。)を含むものとする。 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の 同項に規定する要件に準ずる要件に従つ (平成十年大蔵省令第四十三号 (電子

規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の限る。)を保存する方法によることができる。この場合において、当該定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することを一定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することを一定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することを一定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することを一定する。

# (日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等)

載された事項のうち、次に掲げる事項とする。同号イに規定する旅券等をいう。以下第九条までにおいて同じ。)に記って第十八条第三項第一号イに規定する旅券等に係る情報は、旅券等(

·二 省 略

各号に定める事項とする。 書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該

イ 在外公館の名称 在留証明 次に掲げる事項

、系(免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等)

第六条

じ。)に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。、旅券等(同号イに規定する旅券等をいう。以下第九条までにおいて同、旅券等(同号イに規定する旅券等に記載された情報は令第十八条第二項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報は

· 二 同 上

2

### 口 発給年月日

う。次号ロ及び第六条の三第一号において同じ。)の本籍へ、免税購入対象者(法第八条第一項に規定する免税購入対象者をい

### ニ 発給番号

### 

### 作成年月日

## 免税購入対象者の本籍

- 日が記載されたものに限る。)とする。に規定する運送契約に係る契約書の写し(当該運送契約を締結した年月4)令第十八条第三項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号
- 第二号及び第八項において同じ。)を経営する事業者の氏名又は名称第二号及び第八項において同じ。)を経営する事業者の氏名又は名称第四号に規定する基地内輸出物品販売場(令第十八条第三項二 当該一般物品を譲渡する基地内輸出物品販売場(令第十八条第三項

### 三~五 省 略

- 書類をいう。 載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名したする旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記する第十八条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出
- 機関四号及び第九項第四号において同じ。)の購入者の氏名及び所属又は四号及び第九項第四号において同じ。)の購入者の氏名及び所属又は一 消耗品(令第十八条第二項第二号に規定する消耗品をいう。次項第

### 二~五 省 略

- と、かつ、明瞭に記載された書類とする。 規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然7 令第十八条第三項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に
- 以下この条及び第七条の二第二項において同じ。)の購入者の氏名、一 免税対象物品(令第十八条第二項に規定する免税対象物品をいう。

日が記載されたものに限る。)とする。に規定する運送契約に係る契約書の写し(当該運送契約を締結した年月の一一の第十八条第二項第三号中に規定する財務省令で定める書類は、同号

2

- 三〜五 同 上第二号及び第六項において同じ。)を経営する事業者の氏名又は名称第二号及び第六項において同じ。)を経営する事業者の氏名又は名称第四号に規定する基地内輸出物品販売場をいう。次項第二号、第五項二 当該一般物品を譲渡する基地内輸出物品販売場(令第十八条第二項
- 四号及び第七項第四号において同じ。)の購入者の氏名及び所属又は一 消耗品(令第十八条第一項第二号に規定する消耗品をいう。次項第

### 二~五 同 上

- と、かつ、明瞭に記載された書類とする。 規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然5 令第十八条第二項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に
- 以下この条及び第七条の二第二項において同じ。)の購入者の氏名、一善免税対象物品(令第十八条第一項に規定する免税対象物品をいう。

## 住所又は居所及び所属又は機関

#### 一· 三 省 略

じ。) 額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第九項第四号において同額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第九項第四号において同品のうちに、一般物品と消耗品とがある場合には、当該免税対象物品の価額の合計額(当該免税対象物品 以出当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は四、当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は

氏名又は名称及び納税地九項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。)の九項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。)の条第三項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者(令第十八五 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者(令第十八

8 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が を省略することができる。

第一項及び第二項において同じ。)をいう。録された電磁的記録(同条第五項に規定する電磁的記録をいう。第七条の第十八条第七項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記

供を受けた第二項各号に掲げる事項及び第三項各号に定める事項同じ。)を経営する事業者が同号から同項第三号までの規定により提一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。第十条の六までにおいて免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場(令第十八条第三項第

### 二~四 省 略

貨物利用運送事業者の氏名又は名称行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種五 令第十八条第三項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が

#### 省 略

## 購入記録情報の提供方法等)

住所又は居所及び所属又は機関

### 二・三同上

じ。) 観と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第七項第四号において同額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第七項第四号において同品のうちに、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額を計耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額(当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は「当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は「当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は「

氏名又は名称及び納税地七項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。)のと項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。)の条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者(令第十八当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者(令第十八

Ξί.

6 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部がまり、当該全部では、正本の規定にかかわらず、当該全部では一部の事項の当該書類への記載書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。)を前三項に規定する書類に貼り付けた場合には、これらの規定にかかわらず、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されらの規定により記載することとされている事項の全部又は一部がを省略することができる。

第一項及び第二項において同じ。)をいう。録された電磁的記録(同条第四項に規定する電磁的記録をいう。第七条への第十八条第六項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記

により提供を受けた第一項各号に掲げる事項において同じ。)を経営する事業者が同号から同項第三号までの規定一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。次条から第十条の六まで免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場(令第十八条第二項第

### 二~四同

貨物利用運送事業者の氏名又は名称行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種五一令第十八条第二項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が

### 六同,

## (購入記録情報の提供方法等)

る税務署長に提出しなければならない。 、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄すにおいて同じ。)の提供を行う市中輸出物品販売場を経営する事業者は入記録情報(同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七まで第六条の二 令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織を使用して購

### 2 · 3 省 略

- 4 令第十八条第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用4 令第十八条第八項に規定する国税庁長官の定めるた電子計算機がら、令第十八条第八項に規定する国税庁長官の定める、た電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二
- が定める。 当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官5 令第十八条第七項の規定により購入記録情報を提供する場合における
- 別に定めるところによる。 理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、) 前各項に定めるもののほか、令第十八条第七項に規定する電子情報処

# 中輸出物品販売場における購入者への説明事項)

に掲げる事項とする。 第六条の三 令第十八条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次

務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その出港

一省略

## 、輸出物品販売場における書類等の保存等)

を経営する事業者は、令第十八条第三項第一号ロの規定により提供を受輸出物品販売場とみなされるものを含む。第十条までにおいて同じ。)同条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により第七条 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場(

る税務署長に提出しなければならない。
、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄すにおいて同じ。)の提供を行う市中輸出物品販売場を経営する事業者は人記録情報(同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七まで第六条の二 令第十八条第六項に規定する電子情報処理組織を使用して購算

一~六 同 上

#### 2 3 同 上

- する。する。する。大法により氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を送信する方法とえた電子計算機から、令第十八条第七項に規定する国税庁長官の定めるえた電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二4 令第十八条第六項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用
- が定める。 当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官
- 別に定めるところによる。理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、6 前各項に定めるもののほか、令第十八条第六項に規定する電子情報処

# (市中輸出物品販売場における購入者への説明事項)

掲げる事項とする。 第六条の三 令第十八条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に

所持する旅券等を提示しなければならない旨 税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその一 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する

二同上

# (輸出物品販売場における購入者誓約書等の保存等)

。)を経営する事業者は、令第十八条第二項第四号に規定する購入後に輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下第十条までにおいて同じ同条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により第七条 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場(

情 報 第一項に規定する譲渡を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二 報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。)を整理し、 する購入後において輸出する旨を誓約する書類(同条第五 月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過 第六号に規定する書類並びに同条第七項の規定により提供した購入記 定により提供を受けた電磁的記録を含む。)、 入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第五項の規 在地に保存しなければならない。 た日から七年間、これを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の 提供を受けた電磁的記録を含む。)、同条第三項第五号に規定する購 た同条第一 (令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情 項第一号に規定する書類の写し、 同条第三項第三号口 同 条第三項 項の規定によ 第四号に規 法第八条 及び 録 定

### 省略

# (国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等)

第七条の二 令第十八条第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同第七条の二 令第十八条第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同節する正とができる。

しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、同条第十二項に規定する2 令第十八条第三項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡

しなければならない。 一なければならない。 一なければならない。 しなければならない。 しなければならない。 しなければならない。 しなければならない。 しなければならない。 しなければならない。 に関係第二項第五号に規定する購入した日からと を受けた電磁的記録を含む。)、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定 での四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を 受けた電磁的記録を含む。)、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定 を受けた電磁的記録を含む。)、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定 を受けた電磁的記録を含む。)、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定 を受ければならない。

#### 3 同 上

# (国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等)

しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、同条第十一項に規定する2 令第十八条第二項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡

残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを 書類を整理し、 ならない。 L 税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存しなければ た日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について 同条第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結

# (輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の免税手続

### 第八条

### 2

3 事  $\mathcal{O}$ ば ならない。 項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなけ 承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、次に掲げる 令第十八条第十七項の規定により読み替えられた法第八条第三項本文

### ·二 省

契約を締結した年月日 当該物品に係る令第十 条第三項第三号又は第六号に規定する運送

兀 五.

# 、臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等、

第十条の八

略

- 3 たす者とする。 に掲げる要件の全て(自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販令第十八条の五第二項第一号イに規定する財務省令で定める者は、次 売場を設置しようとする事業者にあつては、 第一号に掲げる要件)を満
- ための必要な体制が整備されていること。 する免税販売手続をいう。次号において同じ。 臨時販売場において行つた免税販売手続 (令第十八条第七項に規定 )について検証を行う

省

#### 4 省

書の記載事項等) (小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届 出

> ならない。 納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存しなければ 残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを した日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について 書類を整理し、 同条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締

# 〈輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の免税手続

#### 第八条 同 上

#### 2 同 上

3 ばならない。 事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなけれ の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、 令第十八条第十六項の規定により読み替えられた法第八条第三項本文 次に掲げる

一•二 同 上

契約を締結した年月日 当該物品に係る令第十 条第二項第三号又は第六号に規定する運送

兀 · 五

# (臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等)

### 第十条の八 同

上

#### 2 同

3 同 上上

ための必要な体制が整備されていること。 する免税販売手続をいう。次号において同じ。 臨時販売場において行つた免税販売手続 (令第十八条第六項に規定 )について検証を行う

4 同 同 上

## 書の記載事項等 (小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出

### 第十一条 省 略

2 · 3 省略

に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。 - 令第二十条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号

事項
の一年の一年の一年の承認を受けようとする事業者のに掲げる

也) 番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税 番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税・申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人

ロ〜ニ省略

一省略

## (法人の納税地の異動の届出書の記載事項)

地) 番号を有しない者にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在番号を有しない者にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号(法人 届出者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号(法人

二~四省略

第十五条の三 出力したものに限る。 を出力することにより作成した書面 簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電 項に規定する電磁的記録を、 同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録 子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを (輸入許可書等に係る電磁的記録の保存方法等) 令第五十条第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により 同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。 同項の規定により保存すべき期間 当該事業者は 令第五十条第一項に規定する財務省令で定める方法は、 を保存する方法によることができる。 当該書面を、 電子計算機を使用して作成する国税関係帳 (整然とした形式及び明瞭な状態で 同項の規定により保存すべき場 整理して保存しなければなら

第十一条 同 上

4 2 同 3 上 同 上

同

上

名称及び納税地)
名称及び納税地及び住所等。イにおいて同じ。)及び個人番号又は法には、納税地及び住所等。イにおいて同じ。)及び個人番号又は法申請者の氏名又は名称、納税地(納税地と住所等とが異なる場合

ロ〜ニ同上

二同上

(内兑也)フ星动の1

(納税地の異動の届出書の記載事項)

第十四条 同 上

号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所等) 届出者の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号(個人番

二~四同上

第十五条の三(帳簿等の保存期間の特例)

し

する。

- 今第五十条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第する。

- 本第一項ただし書に規定に基づいて保存する場合とし、請求書等にあつては当該請求書等に規定に基づいて保存する場合とし、請求書等にあつては当該帳簿に記載された事項に係る同項に規定する請求書等(にあつては当該帳簿に記載された事項に係る同項に規定する請求書等(三十条第七項に規定する帳簿(以下この条において「帳簿」という。)

## (本人確認書類の範囲等)

イ〜ニ 省 略 - 国内に住所を有する個人 当該個人の次に掲げるいずれかの書類

害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

「大学の性の事項の記載のあるものをいう。」、精神障筋に対して知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項(法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項(法(昭和三十二年法律第三十七号)第九相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九相談所又は知的障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

する場合とする。

中国本文の規定に基づいて保存する場合とし、請求書等に記載された事項に係る帳簿を同項本文の規定に基づいて保存する場合とし、請求書等にあつては当該請求書等(以下この条において「請求書等」という。)を令第五十条第一項本文の規定に基づいて保存する場合とし、法第三十条第七項に規定する帳簿(以下この条において「帳簿」令第五十条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場でる場合とする。

## 本人確認書類の範囲等

### 同上

イ〜ニ 同

のあるものをいう。)、 は同法第二百五十二条の二十二第一項 第二百五十二条の十九第一項(指定都市の権能)の指定都市若しく 定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対 三十五年法律第三十七号)第九条第六項(更生援護の実施者)に規 手当証書、母子健康手帳、 定する国民年金手帳をいう。)、児童扶養手当証書、 て都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 国民年金手帳(国民年金法第十三条第一項 から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載 福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 身体障害者手帳、療育手帳 (中核市の権能) の中核市の (国民年金手 (知的障害者

## 課税資産の輸出等を行つた場合の証明

第十六条 過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所が確定した場合には一月とする。次項及び第三項において同じ。)を経属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産 その他これらに準ずるもの に定める書類又は帳簿を整理し、当該非課税資産の譲渡等を行つた日の 規定する輸出取引等に該当するものを行つた事業者が、当該非課税資産 地に保存することにより証明がされたときとする。 譲渡等につき、 明がされたときは、同項に規定する非課税資産の譲渡等のうち同項に 非 法第三十一条第一項に規定する財務省令で定めるところによ 第五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号 (次項において「事務所等」という。) の所

### 3

4 を含むものとする。 第 項及び第二項に 規定する書類に は これらの 書類に係る電磁 節記

5 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存) 行 |簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号 業者は、 第 V. 項又は第二項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する 同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする 当該電磁的記録を、 電子計算機を使用して作成する国税関係 に掲げる措置のいずれか

することにより作成した書面 たものに限る。 ばならない。 き場所に、これらの規定により保存すべき期間、 項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、 当該事業者は 項、 第一 一項及び前項の規定にかかわらず、 を保存する方法によることができる。 当該書面を (整然とした形式及び明瞭な状態で出力し 第一 項又は第二項の規定により保存す これらの規定により第 当該電磁的記録を出力 整理して保存しなけ この場合におい

## 中間申告書の記載事項

第二十条 定する財務省令で定める事項は、 法第四十二条第一 項第二号、 次に掲げる事項とする。 第四項第二号及び第六項第二号に

申告者の氏名又は名称 (代表者の氏名を含む。 以下第二十二条まで

#### 2 { 同 上

## 税資産の輸出等を行つた場合の証

第十六条 他これらに準ずるもの(次項において「事務所等」という。 属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産 規定する輸出取引等に該当するものを行つた事業者が、 に保存することにより証明がされたときとする。 た日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、 が確定した場合には一月とする。以下この条において同じ。)を経過し に定める書類又は帳簿を整理し、当該非課税資産の譲渡等を行つた日の の譲渡等につき、第五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号 証明がされたときは、 法第三十一条第一項に規定する財務省令で定めるところにより 同項に規定する非課税資産の譲渡等のうち同項に 当該非課税資産 )の所在地 事業所その

2 同

### 中間 申告書の記載事

#### 第二十条 同 上

申告者の氏名又は名称 (代表者の氏名を含む。 以下第二十二条まで

は、氏名又は名称及び納税地)個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつて、第二十三条の二及び第二十三条の五において同じ。)、納税地及び

二~四 省 略

に掲げる事項とする。 第二十三条 令第六十三条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次(死亡の場合の確定申告書の記載事項)

被相続人の氏名及びその死亡の時における納税地

- 3 省 略 二~四 省 略

# (申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

**第二十三条の三** 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合におけ る第五条第一項及び第三項、第七条第一 及び第三項において同じ。 経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当 提出期限の翌日)」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「 用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の 第一項、 消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、第七条 第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第 該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。 びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条 当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日) た日」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適 項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する 「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には 第十条の六第一項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並 第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過 )」と、第十九条中「経過した日」とあるの 項、第七条の二第二項、第十 次項

> 二 四 及び法人番号を有しない者にあつては、 税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 び第二十二条において同じ。 下この号、 第二十三条の二及び第二十三条の五において同じ。 とが異なる場合には、 同 第二十四条第 一号及び第二十五条において )及び個人番号又は法人番号(個人番号 納税地及び住所等。 氏名又は名称及び納税地) 以下この号、 住所等」とい 納 税地 次条及 议

死亡の場合の確定申告書の記載事項

第二十三条 同上

は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所)
一 被相続人の氏名及びその死亡の時における納税地(納税地と住所又

二~四同上

2·3 同上

# (申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

**第二十三条の三** 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合におけ 二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「 該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日)」と 限の翌日。 る場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期 」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用があ る第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条 に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。 五条の二第一項の規定の適用がある場合には、 経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当 の四、第十条の六第一項、第十六条、 に規定する消費税申告書の提出期限の翌日)」と、 五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項 項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日 第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十 第十九条中 第三項において同じ。)」と、第七条第一項、 「経過した日」とあるのは 第十九条並びに第二十六条の七第 以下この条において同じ。 当該課税期間に係る同項 「経過した日 第二十六条の七第一 第七条の二第 (法第四

」と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは 同じ。)」とする。 に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において (法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間 「経過した日

## (電子情報処理組織による申告の特例)

第二十三条の四 による。 条第一項から第三項まで、 届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用 及び次条において同じ。)を使用して同項に規定する申告書記載事項又 した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四 又は「添付書類記載事項」という。)を提供しようとする場合における は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」 子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電 第六項及び第七項(事前届出等)の規定の例

### 2 { 7 略

## 請書の記載事項等) .電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申

第二十三条の五 法第四十六条の三第二項に規定する財務省令で定める事 項 は、 次に掲げる事項とする。

ては、 申請者の名称、 名称及び納税地) 納税地及び法人番号 (法人番号を有しない者にあつ

#### 三 三 省 略

#### 3 省 略

# (引取りに係る課税貨物についての申告書の記載事項)

第二十四条 令で定める事項は、 法第四十七条第一項第三号及び同条第二項に規定する財務省 次に掲げる事項とする。

主たる事務所の所在地 申告者の氏名又は名称及び住所若しくは居所若しくは本店若しくは (次条において 「住所等」という。 )又は課税

> 税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。)」とする。 項中「経過した日」とあるのは「経過した日  $\mathcal{O}$ 規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費 (法第四十五条の二第一項

## (電子情報処理組織による申告の特例)

第二十三条の四 届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用 定の例による。 条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで 又は「添付書類記載事項」という。)を提供しようとする場合における は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」 及び次条において同じ。)を使用して同項に規定する申告書記載事項又 した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四 子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電 (事前届出等) 以下この条 の規

#### 2 { 7 同 上

## 請書の記載事項等) (電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申

### 第二十三条の五 同 上

有しない者にあつては、 この号及び第三項第一号において同じ。 が 申請 異なる場合には、 者の名称、 納税地 納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。 名称及び納税地 (納税地と本店又は主たる事務所の 及び法人番号 (法人番号を 所在地と 以下

#### 2 . 同 上

二・三同

上

(引取りに係る課税貨物についての申告書の記載事項

#### 第二十四条 同 上

所、 申告者の氏名又は名称及び住所等又は課税貨物の引取りに係る事務 事業所その他これらに準ずるもの (次条において「引取りに係る

において「引取りに係る事務所等」という。)の所在地 貨物の引取りに係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの 同条

2 二 〈 匹

## の記載事項) (小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出書

第二十六条 法第五十七条第一項に規定する届出書には、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載しなければならない。 法第五十七条第一項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項 る場合には、納税地及び住所等。イにおいて同じ。)及び個人番号 主たる事務所の所在地(イにおいて「住所等」という。)とが異な 又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏 て同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この条におい

ロ〜ト省略

名又は名称及び納税地)

二 〈 匹

## 法第五十七条第一項第四号に掲げる場合

次に掲げる事項

死亡した個人事業者の氏名及び納税 地

法第五十七条第一項第五号に掲げる場合 つては、名称及び納税地 届出者の名称、納税地及び法人番号 (法人番号を有しない者にあ 次に掲げる事項

### ロ〜ニ

2 前項第一号に定める事項のほか、 れなくなつた場合における法第五十七条第一項に規定する届出書には、 法第十条第一項又は第二項の規定により消費税を納める義務が免除さ 次に掲げる事項を記載しなければなら

> 事務所等」という。 の所在地

应 同 上

2 同 上

## の記載事項) (小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出書

#### 第二十六条 同 上

同

あつては、氏名又は名称及び納税地) て同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは 及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者に る場合には、 主たる事務所の所在地(イにおいて「住所等」という。)とが異な 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この条におい 納税地及び住所等。以下第四号までにおいて同じ。)

ロ〜ト同上

五二分四上日上

同上

が異なる場合には、 死亡した個人事業者の氏名及び納税地 納税地及び住所又は居所 (納税地と住所又は居

ハ・ニ 同 上

### 同上

名称及び納税地) おいて同じ。)及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、 とが異なる場合には、 届出者の名称、 納税地 本店又は主たる事務所の所在地。 (納税地と本店又は主たる事務所の所在地 イ及びロに

\ = 同 上

2 同

## 被相続人の氏名及び納税地

合における法第五十七条第一項に規定する届出書には、第一項第一号に 定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 法第十一条の規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場

被合併法人の名称及び納税地

二・三 省 略

ばならない。 いて「新設法人」という。)に該当することとなつた場合における法第事業者が法第十二条の二第一項に規定する新設法人(以下この項にお 五十七条第二項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなけれ

法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地) この号並びに次項第一号及び第七号において同じ。) が異なる場合には、 届出者の名称、 納税地 納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下 (納税地と本店又は主たる事務所の所在地と 及び法人番号(

**一**~七 省

6

磁的記録の範囲等) 〈電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第七号に規定する財務省令で定 四項に規定する電磁的記録とする。 める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第

とにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に 記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、 七条第三項、 る電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、 令第七十一条の二第一項第一号若しくは第三号から第五号までに |項又は第十六条第六項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力するこ 第十条の六第三項、 第十五条の三第二項、 第五条第六項、 第十五条の四第 適用し 掲げ 第

被相続人の氏名及び納税地(納税地と住所又は居所とが異なる場合

二・三同には、納税 納税地及び住所又は居所

上

3 同

在地とが異なる場合には、 以下第六項までにおいて同じ。 被合併法人の名称及び納税地(納税地と本店又は主たる事務所の所 納税地及び本店又は主たる事務所の所在地

二・三同

同

5 同 上上

ては、名称及び納税地) 届出者の名称、納税地及び法人番号 (法人番号を有しない者にあつ

二~七 同

6 同

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の不適用

第二十七条の二

げる電磁的記録のうち、第七条第三項、第十条の六第三項又は第十五条令第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲 項については、 した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事 の四第四項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成 法第五十九条の二第一項の規定は、 適用しない。

V

# 申請書の記載事項等)(国又は地方公共団体に準ずる法人の資産の譲渡等の時期の特例の承認

に掲げる事項とする。 第二十八条 令第七十四条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次

は、名称及び納税地)いて同じ。)、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつていて同じ。)、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつて申請者の名称(代表者の氏名を含む。以下この条及び第三十条にお

二~四 省 略

省

略

# 、国又は地方公共団体等に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の、国

第二十九条 申告書をいう。)の提出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、第 う。)の提出期限の翌日。 」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第 用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書( 経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適 七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「 た日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間 第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、 各号の規定による申告書 七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項 法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。)の提出期限の翌日) に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による 十条の六第一項、第十六条第一項から第三項まで並びに第十九条の規定 定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による 適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過し 「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の 令第七十六条第二項の規定の適用がある場合における第 (法第四十五条第一項の規定による申告書をい 次項及び第三項において同じ。)」と、第十 五.

申請書の記載事項等)(国又は地方公共団体に準ずる法人の資産の譲渡等の時期の特例の承認

## 第二十八条 同上

い者にあつては、の条及び第三十条 異 11 条及び第三十条において同じ。) 、なる場合には、 て同じ。)、 申請者の名称(代表者の氏名を含む。 納税地(納税地と本店又は主たる事務所の 名称及び納税地) 納税地及び本店又は主たる事務所の所在地 及び法人番号 以下この条及び第三十 (法人番号を有しな 所在地とが 以下こ -条にお

二~四同上

**2** 同 上

(国又は地方公共団体等に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特

第二十九条 規定による申告書をいう。)の提出期限の翌日)」と、第十六条第一項該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の 二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるの 二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定 の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定 は「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当 出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、第七条第一項、第七条の 五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第 第一項及び第三項、 るのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には 書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。)の提出期限の翌 による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。)の提 十条の六第一項、第十六条並びに第十九条の規定の適用については、第 当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書 以下この条において同じ。)」と、第十九条中「経過した日」とあ 令第七十六条第二項の規定の適用がある場合における 第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、 (法第四十五条第一 五. 第 条

# (消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

十八号)の一部を次のように改正する。 第二条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第

## (消費税法施行規則の一部改正)

次のように改正する。 第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を

改め、同条の次に次の一条を加える。 ・ 「、「国外事業者」」を、「、経減対象課税資産の譲渡等」を加え、「第十一号」を「第十一号」を「第九号」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第十一号」を「第十一号」を「第九号」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第十一号」を「第十一号」を「第九号」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第十一号」を「第十一号」を「第四号に「、分割法人」を、「、人格のない社団等」」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を、「課税資産の譲渡等」」の下に「、「直外事業者」」を、「被合併法人」の下に「、「国外事業者」」を、「被め、同条の次に次の一条を加える。

# (有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)

する。年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることと年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることと令」という。)第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める「一条の二 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「

- 六十歳以上の者
- 認定を受けている六十歳未満の者村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町
- 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) いずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが二 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者(前二号の

令」という。)」を「令」に改める。 第二条中「消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「

## (消費税法施行規則の一部改正)

### 第一条同 上

改め、同条の次に次の一条を加える。

・ 第一条第一項中「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「被合併法人」」の下に「、「発減対象課税資産の譲渡等」の下に「、適格請求書発行事業者」を、「、報合併法人」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第1号」の下に「、「整減対象課税資産の譲渡等」」を加え、「第1号」を「第1号」の下に「、「整減対象課税資産の譲渡等」」を「第1号」を「第1号」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を「第1号」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を「第1号」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を「第1号」の下に「、「軽減対象課税資産の譲渡等」」を、「親税資産の譲渡等」の下に「、「国外事業者」」を、「被第一条第一項中「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「被第一条第一項中「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「被第一条第一項中「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「被

齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとす第一条の二 令第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)

- 一 六十歳以上の者
- 認定を受けている六十歳未満の者村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町
- 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) いずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者(前二号の

第六条に次の一項を加える。

の七とする。 二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条を第十五条削り、同項第五号中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、同条第(第十五条の四第一項第一号リ中「(昭和四十年法律第三十三号)」を

た適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。た適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる場合における同条第十一項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする市場デリバティブ取引が行われるものに限る。)における場(同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項(定義)に規定する商品市場デリバティブ取引が行われるものに限る。)における場合における同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項(定義)に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。)における協力により、一つ、という。)を行う者を介して行われる場合における取引により、の本人確認書類は、当該課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理を書類とする。ととなる本人確認書類は、当該課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理を書類とする。といる。

十条第一 第 項及び 五条の三 項ただし書に」 第二項を削り 見出 しを に改め、 同条第三項中「第五十条第一項に」を「第 (帳簿等の保存期間の 「当該請求書等に記載され」の (特例) に改め、 下に 同

第六条に次の一項を加える。

の七とする。
二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条を第十五条削り、同項第五号中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、同条第同じ。」を加え、同項第一号リ中「(昭和四十年法律第三十三号)」を 第十五条の四第一項中「電磁的記録をいう。」の下に「次項において

3 認書類とする。ただし、 存することとなる本人確認書類は、 取引により行われる場合における法第三十条第十一項の規定により保 に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。)における 金融商品取引法第二条第十七項(定義)に規定する取引所金融商品市 項(定義)に規定する商品市場における取引により行われる場合及び 認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確 る場合における同条第十一項の規定により保存することとなる本人確 (以下この項において「媒介等」という。) を行う者を介して行われ 本人確認書類とする。 法第三十条第十一項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理 (同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十 媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れ 当該課税仕入れの媒介等を行う者

2、同条を第十五条の六とする。 に改め、「当該請求書等に記載され」の下に「、又は記録され」を加第十五条の三中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に

る。「、又は記録され」を加え、同項を同条とし、同条を第十五条の六とす

第二十六条の次に次の八条を加える。

# .適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

事項は、次に掲げる事項とする。 第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める

- 名称及び所在地いつ同じ。)の氏名又は名称並びに事務所のいう。次条第一号において同じ。)の氏名又は名称並びに事務所の、その旨並びに税務代理人(同項第二号イに規定する税務代理人をする特定国外事業者をいう。次号において同じ。)である場合には二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定
- 務所等」という。)の所在地ずるもの(第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準二 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内

その他参考となるべき事項

は、氏名又は名称、納税地及び登録番号) 号において同じ。)及び法人番号(法人番号を有しない者にあつて四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号(法第五十七条の二第

変更の内容

一 その他参考となるべき事項

第二十六条の次に次の八条を加える。

# (適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

事項は、次に掲げる事項とする。 第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める

- 称及び納税地)お及び納税地)お及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名語及び英語で記載されたものに限る。)。以下この号において同じ。)、納税地(納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本異なる場合には、納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たじ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たら。)及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、日本語及び第三項第一号において同じ。)(国外事業者にあつては第一号及び第三項第一号において同じ。)(国外事業者にあつては事計者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項申請者の氏名、
- 名称及び所在地いう。次条第一号において同じ。)の氏名又は名称並びに事務所のいう。次条第一号において同じ。)の氏名又は名称並びに事務所の、その旨並びに税務代理人(同項第二号イに規定する税務代理人をする特定国外事業者をいう。次号において同じ。)である場合には二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定
- 務所等」という。)の所在地ずるもの(第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内

四 その他参考となるべき事項

を記載しなければならない。 - 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項

は、氏名又は名称、納税地及び登録番号) 号において同じ。)及び法人番号(法人番号を有しない者にあつて四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号(法第五十七条の二第

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

- る事項を記載しなければならない。
  る事項を記載しなければならない。
  法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げ
- 号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号) 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号(法人番
- 一 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨
- 一 その他参考となるべき事項
- 者にあつては、氏名及び住所又は居所) 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない
- 一 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号
- 一 当該個人事業者が死亡した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

# 頁)(特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書

次に掲げる書類とする。 第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、

- とを証する書面(同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。)二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。)の権限を有するこ一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理(法第五十七条の
- 二 その他参考となるべき書類

# (事業を開始した日の属する課税期間等の範囲)

は、次に掲げる課税期間とする。第二十六条の四一令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間

- の属する課税期間除く。)が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日常と。)が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の事業者(法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を
- した場合における当該合併があつた日の属する課税期間第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継一 法人が合併(合併により法人を設立する場合を除く。)により法
- の属する課税期間 た分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けてい

- 3 法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げ
- 号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号) 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号(法人番
- 一 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨
- 三 その他参考となるべき事項
- 者にあつては、氏名及び住所又は居所) 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号(個人番号を有しない
- 二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号
- 三 当該個人事業者が死亡した年月日
- (特定国外事業者に係る適格請四 その他参考となるべき事項

# (特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書

次に掲げる書類とする。 第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、

- とを証する書面(同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。)二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。)の権限を有するこ一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理(法第五十七条の
- 二 その他参考となるべき書類

# (事業を開始した日の属する課税期間等の範囲)

は、次に掲げる課税期間とする。第二十六条の四(令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間

- の属する課税期間除く。)が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日常、事業者(法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を
- した場合における当該合併があつた日の属する課税期間第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継二 法人が合併(合併により法人を設立する場合を除く。)により法
- の属する課税期間た分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日に、法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けてい

# (適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等)

する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。 (種類)に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号七十二条の六(法人格)に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定定めるものは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で

# (適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等)

める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。 第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定

- に規定する税込価額が三万円未満のもののうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号のうち当該課税資産の譲渡等にはし動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
- 物に係るものに限る。) 差出箱の設置) に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨規定する郵便の役務及び貨物の運送(同法第三十八条第一項(郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第一条(この法律の目的)に 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便

# 、媒介者等における適格請求書の写し等の保存)

第二十六条の七 媒介者等(令第七十条の十二第一項に規定する媒介者 に記載すべき事項に係る電磁的記録求書をいう。次項において同じ。) 請求書等をいう。 同条第一項の規定により交付した適格請求書等(同項に規定する適格 項に規定する執行機関をいう。次項及び第三項において同じ。 等をいう。次項及び第三項において同じ。)又は執行機関 した適格請求書 次項において同じ。 (法第五十七条の四第 の写し又は提供したこれらの書類 (法第五十七条の四第五項に規定 若しくは 項に規定する適格請 同条第五 (同条第五 しは 定に

# (適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等)

する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。 (種類)に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織でる組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号七十二条の六(法人格)に規定する農事組合法人並びに同号口に規定定めるものは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号口に規定する財務省令で

# (適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等)

第二十六条の六 令第七十条の九第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定

に規定する税込価額が三万円未満のもののうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等

物に係るものに限る。) 差出箱の設置)に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨規定する郵便の役務及び貨物の運送(同法第三十八条第一項(郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第一条(この法律の目的)に 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便

# (媒介者等における適格請求書の写し等の保存)

算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した 等をいう。次項及び第三項において同じ。」は、同条第一項の規定に に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定 下この項及び次項において同じ。」の写し又は提供した適格請求書等 下この項及び次項において同じ。」の写し又は提供した適格請求書等 下この項及び次項において同じ。」は、同条第一項の規定に 規定 第二十六条の七 媒介者等(令第七十条の十二第一項に規定する媒介者

保存しなければならない。 日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)を整理し、その

- 2 今第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事する。
- 3 前二項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければ場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければ。)を保存する方法によることができる。この場合において、当該媒介者等又は執行機関は、当該電磁的記録を出力することによりするならない。
- よることができる。 規定による電磁的記録の保存を除く。) は、財務大臣の定める方法に 五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存(同項の4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から

## 保存方法) (適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の

令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規

保存しなければならない。 日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に

に準ずる要件に従つて保存するものとする。は掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件する法律施行規則第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関項に係る電磁的記録を提供した媒介者等は、当該電磁的記録を、電子2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事

- 存すべき期間、整理して保存しなければならない。
  書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保 (整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。)を保存す (整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。)を保存す 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存
- よることができる。 規定による電磁的記録の保存を除く。) は、財務大臣の定める方法に 規定による電磁的記録の保存を除く。) は、財務大臣の定める方法に 五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存(同項の4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から

保存方法) (適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の

2 今第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規

令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、<br />
同項の規定 業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面 よることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、 定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。 した形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。)を保存する方法に (整然と

第二十六条の九 (業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等) 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める

項は、次に掲げる事項とする。

法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)第一号及び第三項第一号において同じ。)、納税地及び法人番号( 称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項

当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号

当該任意組合等の事業の内容及び存続期間

その他参考となるべき事項

を記載しなければならない。 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項

.者にあつては、氏名又は名称及び納税地) 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号 (法人番号を有しな

称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名

変更の内容

その他参考となるべき事 項

を記載しなければならない。 令第七十条の十四第四項の規定による届 出書に は、 次に掲げる事項

.者にあつては、氏名又は名称及び納税地 届出者の氏名又は名称、 納税地及び法人番号 (法人番号を有しな

1及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名

任意組合等の清算が結了した年月日

兀 その他参考となるべき事項

> 業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然と 令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定 よることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、 定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事 により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。 た形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。)を保存する方法に

第二十六条の九 (業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等) 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地) 第一号及び第三項第一号において同じ。)、納税地及び法人番号( 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この 号、次項

二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名 称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地 番号

当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間

五四 その他参考となるべき事項

2 今第七十条の十四第三項の規定による届出書には、 を記載しなければならない。 次に掲げる事項

い者にあつては、氏名又は名称及び納税地)届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組 合等の名

(法人番号を有しな

称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の 所在

変更の内容

その他参考となるべき事

を記載しなければならない。 令第七十条の十四第四項の規定による届出書に は、 次に掲げる事 項

い者にあつては、氏名又は名称及び納税地 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号 (法人番号を有し

届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任 及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在 意組 合等の名

当該任意組合等の清算が結了した年月日 その他参考となるべき事

第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第二項の規定に」に改める。 条の二 四第四項又は」を「第十五条の五第二 号まで」 第二十七条の二第 項第九号」に改め、 から第六号まで」 項 中 「第七十一条の二第 に 同条第二項中 項、 第十 五条の三第二項 に、 若しくは第三号から第 項 第七号」 「の規定に」を を 第十五条 「第七十

#### 附則

### (施行期日)

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 まだし、次の各第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各

#### · 二 省 略

」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条 二十九条の改正規定(「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項 同令第十五条の六とする改正規定、 」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。)、同条を える改正規定、同令第十二条の改正規定(同条第七項の改正規定を 条を加える改正規定、 第二条及び第三条の改正規定 の改正規定を除く。)、同令第二十七条の二の改正規定並びに同令第 次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定(同条第六項 項第一号及び第二十二条第四項第一号の改正規定、同令第二十六条の える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三 改正規定、 く。)、同令第十五条第一項第一号の改正規定、同令第十五条の 等の一部を改正する省令(平成二十七年財務省令第二十七号) 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一 (見出しを含む。 項」に改める部分を除く。)並びに第三条中消費税法施行規 同条を同令第十五条の七とする改正規定、 )の改正規定 同令第二条の改正規定、同令第六条に一項を加 令和五年十月一日 (同条第三項中「第五十条第一項に 同令第十五条の二の次に三条を加 同令第十五条の 附 兀

# (適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置)

改正後の消費税法(以下この条において「五年消費税法」という。)第 以下この条において「二十八年改正法」という。)第五条の規定による第四条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。

一項」に改める。 を「第七十 第二十七条の二中 第十五条の 条の 五第 項、 「第七十 第 項 第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第 、各号」に、 条 0 第 「又は第十五条の四第四 項 第一 号、 一号又は [項] 第四 を 号

### 附則

### (施行期日)

### 第一条 同 上

#### --二 司 上

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、 条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。 十五 二条の改正規定(同条第七項の改正規定を除く。)、 七 及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。)並びに第三条中消費 の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「、第十条の四 びに同令第二十九条の改正規定(「、第十条の四」の下に「、第十条 同条第六項の改正規定を除く。)、同令第二十七条の二の改正規定並 条を加える改正規定、同令第六条に一項を加える改正規定、同令第十 税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年財務省令第二十 二十六条の次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定( 十一条第三項第一号及び第二十二条第四項第一号の改正規定、同令第 に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二 項 同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次 条の七とする改正規定、同令第十五条の三の改正規定(「第五十 第一号の改正規定、 附則第二条及び第三条の改正規定 同令第十五条の四の改正規定、 令和五年十月 同令第十五条第 同条を同令第 同条の

# 第四条 同 上(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置)

一〜三 省 略 一〜三 省 略 でした。 
おいて、 
は、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。 
が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする場則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。 
則第四十四条第四項の登録を受けようとする事業者 (二十八年改正法附 その年月日

登録を希望する年月日がある場合には、

同 上

#### 附 則

### (施行期日)

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に

除く。 規定 同令第十条の八第三項第一号の改正規定並びに附則第五条の規定 同令第六条(見出しを含む。 第 同令第二十三条の四第一 第一条中消費税法施行規則第十四条(見出しを含む。 同令第六条の三の改正規定、 一条中消費税法施行規則第一条の改正規定、 (同条第二項中「(平成十年大蔵省令第四十三号)」を削る部分を 同令第七条の二の改正規定、 項の改正規定 同令第七条(見出しを含む。 の改正規定、 同令第八条第三項の改正規定及 令和五年一月 同令第六条の二の改正規 同令第二条の改正規定 日 の改正規定及 )の改正

# 、輸出許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置)

和五年四月一日

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則(以下この条及び次第二条 第一条の規定による改正後の消費税法第二条第四項の規定する事は、この省令の施行の日以後に消費税法第二条第一項に規定する非課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非談の指定を表現の規定による改正後の消費税法施行規則(以下この条及び次第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則(以下この条及び次第二条

## (本人確認書類の範囲等に関する経過措置)

第三条 改正 年金手帳をいう。 については、 する書類とみなされる間における新規則第十五条の四第 年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十三条第一項に規定する国民 改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条の規定による改正前の国民 |年厚生労働省令第百十五号) する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 国民年金手帳 同項第一号中 が年金制度の機能強化のための国民年金法等の (年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を しい 附則第六条第 ずれかの書類」とあるのは 項の規定により同項に規定 一項の規定の適用 「いずれかの書 ( 令 和 部を

正前の 令和一 三条第 しくはリに掲げるいずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国 類又は年金制度の機能強化のための لح 年法律第四十号) 国民年金法第十三条第 項に規定する国民年金手帳」とする。 同項第二号中 部を改正する法律第二条の規定による改正前の国民年金法第十 「又はリに掲げるいずれかの 第二条 項 (国民年金法の一 (国民年金手帳) 国民年金法等の 部改 書類」 に規定する国民年金手 正) 部を改正する法 とあるのは の規定による改 |民年 (律 (

(平成二十七年消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十七号)の一部を次のように改正する。第二十七号)の一部を次のように改正する省令(平成二十七年財務省令

#### 附則

の特例)(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る請求書等の保存)

### **二条** 省 略

お項の規定に基づき同項に規定する電磁的記録を含む。」とする。
 おすりの規定に基づき同項に規定する電磁的記録を含む。」とする。
 は、消費税法施行令第五十条第一項中「及び請求書等」とあるのは「及び請求書等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合における同項に規定する電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)」と、消費税法施行令第五十条第一項中「及び1000円では、

(平成二十八年消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十号)の一部を次のように改正する。第五条(消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年財務省令

附則

#### 附 則

) 持則〉(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る請求書等の保存

### 第二条 同 の特例)

2 前項の規定に基づき同項に規定する電磁的記録を保存する場合におけ 則第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合におけ書等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附書 る同項に規定する電磁的記録を含む。 る消費税法施行令第五十条第一項及び消費税法施行規則第十五条の三の 司 第三十八条第三項の規定により請求書等に代えて保存する場合に 規定の適用については、 消費税法施行規則第十五条の三中「請求書等 (所得税法等の一 に規定する電磁的記録を含む。 部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則 同項中「及び請求書等」とあるのは「及び請求 」とする。 以下この項において同じ。)」と (」とあるのは「請求書 における

附則

# (輸出免税物品購入記録票等の記載事項等に関する経過措置)

### 第九条 省 略

- 項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等に該当す 部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号) る場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例 ることとされる場合における三十年改正令第一条の規定による改正前 九 改正前の消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類 によることができることとされる場合における消費税法施行規則等の一 いう。)附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができ 費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一 成三十年政令第百三十五号。 月三十日までの間において消費税法施行令等の一部を改正する政令( するものとする。 輸出物品販売場を経営する事業者は、 当該免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等である旨を記 以下この項において「三十年改正令」と 令 和 二年 匹 月一日 第一条の規定による から令和三年
- 項から第七項までに規定する書類又は同条第九項に規定する購入記録情 る方法により行った同条第二項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽 九 対象資産の譲渡等に該当する場合には、 月三十日までの間において消費税法施行令第十八条第三 輸出物品販売場を経営する事業者は、 又は記録するものとする。 |該免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等である旨を 令和二年 消費税法施 应 | | | 行規則第六条第五 日 項各号に定め から令和 五.

# 、輸出免税物品購入記録票等の記載事項等に関する経過措置

### 第九条 同 上

則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号。次項におい従前の例によることができることとされる場合における消費税法施行規に該当する場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお 改正前の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った 九月三十日までの間において消費税法施行令等の一部を改正する政令( する購入記録情報に、 規則第六条第三項から第五項までに規定する書類又は同条第七項に規定 る場合には、三十年改正規則第一条の規定による改正後 項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等に該当す 九月三十日までの間において三十年改正令第一条の規定による改正後の 物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。 施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、 同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資産の譲渡等 とができることとされる場合における三十年改正令第一条の規定による 正令」という。) 附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によるこ 平成三十年政令第百三十五号。 渡等である旨を記載し、 て「三十年改正規則」という。)第一条の規定による改正前の消費税法 輸出物品販売場を経営する事業者は、 輸出物品販売場を経営する事業者は、 法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一 当該免税対象物品の譲渡が元年軽減対象資 又は記録するものとする。 以下この項及び次項において「三十年改 令和二年四月一日から令和五年 令 和二年 · 四 月 日日 の消費税法施行 当該免税対象 から令 産の譲 和三年

3